

登下校時の単通生対応について

(スクールバス対応と並行して行えるか検討の必要あり)

《 ブロック塀や自動販売機から離れ頭部を保護し、安全な場所に身を伏せる 》

[単通生]

- ・周囲の状況を確認し、頭部を保護しながらブロック塀、自動販売機、ガラス窓や建物等から速やかに離れる。
- ・揺れが収まった後、余震に気を配りながら安全な場所に移動し、一時的に避難する。

《 周りにいる大人に助けを求める 》

[単通生]

- ・何をすれば良いのか、どこに避難して良いのか分からない場合、自宅や学校に連絡をしたいが手段がない場合や怪我をした場合等は、**生徒証を提示し**、周りにいる大人に助けを求める。

《 公共交通機関（電車やバス）を利用している場合は、乗務員（バス運転手や駅員）の指示に従って避難する 》

[単通生]

- ・頭部を保護する等身の安全を確保しながら、乗務員の指示に従って一時的に避難する。

[教職員]

- ・公共交通機関の場合、乗務員の避難誘導は、一時的に身の安全が確保できる場所までとなっている。

《 学校か自宅か近い方へ避難 》

[単通生]

- ・公共交通機関の運行状況や周辺の被害状況から判断し、学校か自宅の現在地から近い方に避難する。

[教職員]

- ・自分で判断できない場合は、自宅や学校に連絡し、指示を仰ぐことになるので、周辺の状況や居場所を確認し、とるべき行動を指示する。

《 近くの公園、空き地等安全な場所へ避難する 》

[単通生]

- ・公共交通機関が不通の場合や道路等が寸断されていて、自宅や学校に移動できない場合は、現在地周辺付近の公園や空き地等の安全確保ができる場所に一時的に避難する。
- ・その際、自分が居る場所を学校及び自宅に連絡する。正確な居場所が分からない場合は、目印になる看板や建物等を伝える。

[教職員]

- ・「単通生通学状況一覧」をもとに居場所を確認し、とるべき行動を指示する。
- ・一時的な避難が継続する場合は、帰宅困難者支援ステーションに助けを求めたり、一人で滞在場所を変更しないなどの指示をする。

《 教職員または保護者が迎えに来るまで避難場所で継続待機 》

[単通生]

- ・一時避難場所に避難した場合は、教職員や保護者が迎えに来るまで、その場所を離れず待機しておく。ただし、継続して安全が確保できない場合は、安全が確保できる場所に移動し、避難する。その際は、学校に連絡し、避難場所を移動したことを伝える。

《 所在を連絡 》

[教職員]

- ・教職員は自ら学校に連絡し、所在及び被害状況、出勤の可否等を伝える。
- ・学校からの指示に従い、単通生の保護に向かうか、学校へ出勤する。

《 単通生の所在確認と捜索チームの派遣 》

■ 登校時の対応

- ・既に登校している生徒がいないか、校内の確認を行う。その後の対応は、「在校中の対応」に準ずる。
- ・駅、バス会社に連絡し、運行状況の情報を収集する。
- ・保護者に連絡をとり、家庭出発時間の確認をする。
- ・「単通生通学状況一覧」をもとに、単通生の現在地を推測する。
- ・教職員からの現在地連絡や事務室に保管してある「通勤届け」等を参考にし、捜索チームを編成する。高等部、高等養護部だけでの対応は困難な場合は、該当学部1名に、他学部の応援1名をペアにする。(可能かどうか検討)
- ・時間から推測される前後の駅、バス停にそれぞれ派遣する。
- ・捜索チームは10分ごとに学校に状況を報告し、その後の行動について指示を受ける。
- ・生徒を保護した場合は、学校に登校させるか、その場にとどまるか学校と協議し、判断する。
- ・自宅まで送り届けることは、二次災害防止のため、基本的には行わない。
- ・生徒が怪我等で病院に搬送された場合は、教職員を病院に派遣する。

■ 下校時の対応

- ・駅、バス会社に連絡し、運行状況の情報を収集する。
- ・「単通生通学状況一覧」をもとに、単通生の現在地を推測する。
- ・捜索チームを編成する。高等部、高等養護部だけでの対応は困難な場合は、該当学部1名に、他学部の応援1名をペアにする。(可能かどうか検討)
- ・時間から推測される前後の駅、バス停にそれぞれ派遣する。
- ・捜索チームは10分ごとに学校に状況を報告し、その後の行動について指示を受ける。
- ・生徒を保護した場合は、学校に連れ戻すか、その場にとどまるか学校と協議し、判断する。
- ・自宅まで送り届けることは、二次災害防止のため、基本的には行わない。
- ・生徒が怪我等で病院に搬送された場合は、教職員を病院に派遣する。

《 施設等の被害状況の把握 》

- ・通勤途中の教職員及び単通生保護に当たる教職員は、道路及び施設等の被害状況を学校に伝える。

《 家庭への連絡 》

- 単通生の安否、所在の確認ができた時点で、保護先の検索チームまたは学校が保護者に連絡し、引き渡し方法について確認する。
- 保護者と連絡が取れない場合は学校と協議し、避難場所での継続待機か学校に移動するか判断する。

《 家庭と連絡がつかない生徒はそのまま待機させる 》

- 保護者と連絡がつかない場合は、連絡が取れるまでその場で待機する。
- 一時避難所で避難している場合は、指定避難所または学校に移動し、避難する。
- 最寄りに指定避難所がなく道路状況等により学校への移動手段が確保できない場合は、学校と協議し、さらに応援の教職員を派遣するなどの対応をとる。

《 引き渡しカードにより引き渡す 》

- 保護者が生徒を引き取りに来た場合は、続柄や住所等を確認し、引き渡しカードに必要事項を記入してもらい、生徒を引き渡す。
- 以後、連絡が取れるように連絡先と連絡方法を確認する。

◎引き渡し手続きについて

- 家族であることが確認できる場合に引き渡す。
- 引き渡しカードに必要事項を記入してもらう。

◎学校に備えておくべき物（あらかじめ事務室等でそろえておく必要あり）

- 保健調査票
- 「単通生通学状況一覧」
- 地図
- 各市町村の避難所一覧、及びその地図
- 児童生徒名簿
- 生徒の顔写真
- 職員通勤届
- 職員住所録

◎検索チームが携行する物（10グループ分ほど用意しておく）

- 保健調査票のコピー
- 「単通生通学状況一覧」のコピー
- 地図
- 各市町村の避難所一覧、及びその地図
- 児童生徒名簿
- 単通生の顔写真（検索チーム用）
- 引き渡しカード
- 筆記用具